

建設工事の請負について、次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」といいます。）第百六十七條の五第二項及び第百六十七條の六第一項の規定により公告します。

なお、この工事は、予定価格の事前公表を行う土木工事です。

平成二十年五月十六日

奈良県知事 荒井正吾

第一 競争入札に付する事項

一 工事名 一般国道三〇八号大宮道路 交通連携推進事業（国道結節点改築）

工事番号 第二―一―橋―一号

二 工事場所 奈良市宝来町から菅原町まで

三 工事概要 工事延長 LⅡ八四〇m

橋梁下部工 NⅡ十五基（橋脚 十五基）

道路切替工 LⅡ五〇〇m

四 工事期間 第四の七の奈良県議会の議決後十四箇月間

第二 競争入札に参加する者に必要な資格

奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、土木一式工事の資格を有する建設業者三者又は四者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」といいます。）であつて、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第三の四に定める競争入札参加資格の確認を受け、第三の五に定める技術提案書の内容確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。ただし、共同企業体を構成する建設業者（以下「共同企業体構成員」といいます。）は、二以上の共同企業体構成員となることはできません。

なお、共同企業体構成員の半数以上は、奈良県内に本店を有する者であることとします。

一 共同企業体構成員の出資比率は、三者の場合はいずれも二〇％以上、四者の場合はいずれも一五％以上であること。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は、共同企業体構成員中最大又は最大と同比率であること。

なお、奈良県内に本店を有する者の出資比率の合計が五〇％以上であることとします。

二 共同企業体構成員が、次の条件をすべて満たしていること。

1 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十五条の規定による土木工事業の特定建設業の許可を受けている者であること。

2 施行令第百六十七条の四の規定に該当する者でないこと。

3 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加確認申請書等」といいます。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る指名停止措置要領による指名停止措置（以下「指名停止」といいます。）を受けていないこと。

4 次に掲げるこの入札に係る設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名称 株式会社オオバ

所在地 東京都目黒区青葉台四―四―一二―一〇一

名称 株式会社パスコ

所在地 東京都目黒区東山一―一―二

名称 株式会社オリエンタルコンサルタンツ

所在地 東京都渋谷区南平台町一六―二八

名称 株式会社ウエスコ

所在地 岡山県岡山市島田本町二―五―三五

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号。以下「旧法」といいます。）第三十条に規定する更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

6 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

7 平成十二年四月一日以降に民事再生法第二十一条に規定する再生手続開始の申

立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

8 共同企業体構成員のすべてが、それぞれの立場に応じて要求されるすべての条件を満たしていること。

(一) 共同企業体の代表者

(1) 奈良県内に本店又は営業所（建設業法第三条の規定によるものであって、かつ、当該営業所が本県に対する競争入札参加資格を有するものに限り、以下同じ。）を有していること。

(2) 建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査（有効期間内にある直近のもの。以下「経営事項審査」といいます。）の結果における土木一式工事の総合評定値が一、二五〇点以上であること。

(二) 共同企業体の代表者以外の共同企業体構成員の一人

奈良県内に本店又は営業所を有していること。

なお、奈良県内に本店を有する者にあつては、奈良県建設工事等競争入札参加資格の土木一式工事がA等級Aグループとして位置づけられている者であることとし、奈良県内に営業所を有する者にあつては、経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評定値が一、一〇〇点以上であること。

(三) それ以外の共同企業体構成員

奈良県内に本店を有し、奈良県建設工事等競争入札参加資格の土木一式工事がA等級Aグループとして位置づけられている者であること。

9 経営事項審査の結果における土木一式工事の平均完成工事高（消費税及び地方消費税に係る課税業者の場合は、当該平均完成工事高に百分の百五を乗じて得た額）が、共同企業体の代表者にあつては予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）の「二／三」以上、その他の共同企業体構成員にあつては予定価格の「一／共同企業体構成員数」以上の者であること。

10 共同企業体構成員のすべてが、土木一式工事の元請実績を有する者であること。ただし、共同企業体構成員としての施工実績は、共同企業体の代表者として施工したものにあつては出資比率が二〇％以上、その他の共同企業体構成員として施

工したものにあっては一〇%以上の場合に限ります。

三 共同企業体構成員のすべてが、次の条件をすべて満たす技術者をこの工事を行う期間中専任で一名以上配置できること。ただし、監理技術者を置くことが必要な工事では、共同企業体の代表者において監理技術者を配置できること。

- 1 一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
- 2 過去十年以内に竣工した土木一式工事の従事経験を有する者
- 3 入札の申込みのあった日以前に三箇月以上の雇用関係にある者
- 4 監理技術者にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者

第三 入札手続等

一 入札説明書の交付期間及び交付場所等

- 1 交付期間 平成二十年五月十六日（金）から同月三十日（金）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除きます。）

- 2 交付場所 〒六三〇―八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県土木部公共工事契約課入札契約係（奈良県分庁舎六階）

電話 ○七四二―二七―七四八六

- 3 費用 無償とします。

二 設計図書等の閲覧

- 1 日時 平成二十年五月十九日（月）午前九時から午後四時まで
- 2 場所 〒六三〇―八三〇三 奈良市南紀寺町二丁目二五一番地

奈良県奈良土木事務所庶務課工事係

三 設計図書等の貸与

- 1 日時 平成二十年五月二十日（火）から同年六月十一日（水）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）
- 2 場所 二の2に同じ。
- 3 半日単位で貸し出します。

四 競争入札参加資格の確認

この工事の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次のとおり知事に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

ん。

1 提出期間 平成二十年五月二十九日（木）及び同月三十日（金）の午前十時から午後四時まで（正午から午後一時までを除きます。）

2 提出場所 〒六三〇―八五〇一 奈良市登大路町一二番地

奈良県北分庁舎一階 G会議室

3 提出部数 各一部

4 提出方法 持参に限ります。

5 作成及び提出に係る費用 申請者の負担とします。

五 技術提案書の内容確認

1 四に定める競争入札参加資格の確認を受けた者は、知事の定める様式により、入札説明書等を参考として、適切な施工計画を立案し、次の(一)及び(二)の内容を示した技術提案書を知事に提出し、内容の確認を受けなければなりません。

(一) 施工計画について

(二) 企業の施工能力等について

2 提出期限 平成二十年六月十一日（水） 午後五時

3 提出場所 〒六三〇―八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県土木部道路建設課総務契約係（奈良県分庁舎六階）

電話 ○七四二―二七―七四九三

4 提出部数 各一部（様式八―一から八―五までについては、各二部）

5 提出方法 書留郵便に限ります。

6 作成、提出、ヒアリング等に係る費用 提出者の負担とします。

7 技術提案に関するヒアリング等 日時等については、別途通知します。

六 入札の手續及び開札の日時等

1 入札書は、郵便により提出すること。

郵便は、書留郵便に限ります。また、入札書は二重封筒とし、表封筒に「七月十八日開札 一般国道三〇八号大宮道路 交通連携推進事業（国道結節点改築）」

第二―一―橋―一号入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書と見積根拠資料を入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県土木部公共工事契約課長あての親展として、平成二十年七月十七日午後五時まで（期限までに到着したもののみ有効）に一の2に定める場所へ到着するようにしなければな

りません。

2 開札の日時 平成二十年七月十八日 午後三時

3 開札の場所 奈良市登大路町三〇番地

奈良県分庁舎五階 第五〇会議室

七 入札に係る金額の記入方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五％に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

八 入札執行回数

入札執行回数は、一回とします。

第四 その他

一 入札保証金及び契約保証金

免除します。

二 入札者に要求される事項

入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

三 入札の無効

第二に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、技術提案書が適正でない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者の入札、奈良県契約規則（昭和三十九年五月奈良県規則第十四号）第七条に該当する入札及び入札説明書交付時に配布する入札心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

なお、本県により競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、開札の日までの間において指名停止を受けた者等開札時点において第二に定める競争入札に参加する資格のない者の行った入札は無効とします。

四 契約書作成の要否

要します。

五 落札者の決定方法等

1 総合評価の方法及び落札者の決定基準

本工事の総合評価に関する評価方法、評価項目及び加点基準は、次のとおりとします。

- (一) 入札参加者の「標準点」を一〇〇点とし、技術提案による「加算点」の最高点を三十六点として評価するものとします。
- (二) 「加算点」は、次の表のとおり、評価項目ごとの評価及び配点に応じて与えます。

評価項目		（十八点） 施工計画				（十八点） 企業の施工能力等			
加点基準	工程管理	品質管理	安全管理	施工管理	企業の施工能力	配置予定技術者の能力	地域精通度	社会貢献・地域貢献	実績
	工事の施工手順及び工期設定の適正性	材料や構造物の品質確認方法及び管理方法の適切性	現地条件等を踏まえ安全管理上の課題への対応の適切性	施工上留意すべき事項の適切性	工事成績評定点、表彰実績及びISO9000シリーズ認証取得	同種工事の施工経験	当該地域内の本店又は元請施工実績	災害協定の締結及び災害・ボランティア活動	

	配置予定技術者の理解度	技術提案の記載内容に対する理解度
--	-------------	------------------

(三) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」と右記によって得られる「加算点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行います。

(四) 詳細は、入札説明書によります。

2 落札者の決定方法等

入札価格が予定価格の制限の範囲内であり、かつ、第三の五の1の技術提案書の内容が適正である者のうち、1に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格が、八の2で示す算式により設定された調査基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回る場合は、落札者の決定を保留し、その価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを調査し、その結果によっては落札者とならない場合があります。また、調査基準価格を下回る入札を行った者は、別途定める要領に規定する書類を平成二十年七月二十八日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除きます。）の午前九時から午後五時までの間（正午から午後一時までを除きます。）に入札執行者に提出するとともに、契約審査委員会が行う事情聴取に応じなければなりません。当該書類が提出されない場合及び事情聴取に応じず、又は協力しない場合は、失格となります。

また、評価値の最も高い者が二者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

六 別に配置を求める技術者

1 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、落札した共同企業体構成員のうち一者以上が、奈良県土木部発注工事で、開札の日から過去二年以内に完成又は開札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当するときは、第二の三で定める者と同様の要件を満たす技術者を、第二の三で定める者とは別に、専任で一名現場に配置してください。

- (一) 六五点未満の工事成績評定を通知された場合
- (二) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて補修又は損害賠償を請求された場合（軽微な手直し等は、除きます。）
- (三) 品質管理又は安全管理に関し、指名停止又は事業担当課長、出先機関の長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた場合
- (四) 自ら起因して工期を大幅に遅延させた場合
- 2 当該技術者は、施工中は、第二の三で定める者を補助し、第二の三で定める者と同様の職務を行うものとします。
- 3 当該技術者を求めることとなった場合は、その氏名その他必要な事項を第二の三で定める者の通知と同様に奈良県奈良土木事務所長に通知してください。

七 本契約の成立

- 1 この工事の契約については、奈良県議会の議決を要しますので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとします。
- 2 落札決定後、議会の議決までの間に、落札した共同企業体構成員のうち一者以上が入札参加資格の制限又は指名停止を受けた場合は、仮契約を締結せず、仮契約を締結しているときは解除します。ただし、落札者が資格を失った共同企業体構成員又は指名停止を受けた共同企業体構成員を除いて、特定建設工事共同企業体の構成に関する協定書を変更した場合において、変更後の共同企業体構成員が、三者による共同企業体にあつては共同企業体の代表者を含め二者であるとき、四者による共同企業体にあつては三者であるときは、仮契約を解除せず、一部変更の仮契約を締結することがあります。

八 予定価格の額及び調査基準価格の算出方法

- 1 この工事の予定価格は、八六九、二七六、一〇〇円です。
- 2 この工事の調査基準価格は、次の算式により設定されます。ただし、この式により算出された金額が、予定価格の一〇分の八・五を超える場合は、予定価格に一〇分の八・五を乗じて得た額とし、三分の二に満たない場合は、予定価格に三分の二を乗じて得た額とします。

$$\text{調査基準価格} = (\text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{現場管理費相対額} \times 1/5) \times 1$$

05/100

九 競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先

第三の一の2に同じ。

十 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等
第三の五の3に同じ。

十一 その他

詳細は、入札説明書によります。